

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、身体障害者手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)に基づき対象者に身体障がい者手帳を交付している。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①法第15条第1項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②法第16条第1項又は第2項の身体障害者手帳の返還に関する事務 ③法施行令第9条第1項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤法施行令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務 ⑥行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)第19条第8号別表に規定する情報提供
③システムの名称	身体障害者手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163 【情報照会の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府障がい者自立相談支援センター
②所属長の役職名	大阪府障がい者自立相談支援センター所長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 電話番号:06-6944-6066 大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号 電話番号:06-6692-5264
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 〒558-0001 大阪府大阪市住吉区大領3丁目2番36号 電話番号:06-6692-5264
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [<input type="checkbox"/>] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・原則、身体障がい者手帳の申請の窓口である市町村が、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	身体障がい者手帳交付システム及び統合宛名システムへのアクセスが必要な職員のみ仮想環境及び静脈認証の設定を行うとともに、両システムへのアクセスが可能な職員はパスワード及び静脈認証による認証によって限定をしておき、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二 (番号法の改正に伴う追加)	(なし)	10の項 14の項 20の項 85条の2の項 108の項	事後	
平成31年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (番号法及び総務省令第7号の改正に伴う追加)	(なし)	第9条第1号ロ、同条第4号ロ、第11条第1号ロ 第14条第1号イ、同条第2号イ 第43条の4第1号イ、同条第2号 第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ 第59条の2第1号ト、同条第2号から第5号まで (前回未制定だったもの)	事後	
平成31年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (番号法及び総務省令第7号の改正に伴う追加・項ずれ等)	第12条第1号ハ、同条第3号ハ、 第22条第1号イ、同条第2号から第10号まで、 第30条第3号、 第53条第1号イ、同条第2号イ及び同条第3号イ	第12条第1号ヘ、同条第2号ホ、同条第4号ト、 同条第6号ホ、同条第8号ト 第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、 第30条第4号、 第53条第1号ロ、同条第2号ロ及び同条第3号イ	事後	
平成31年2月28日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	大阪府障がい者自立相談支援センター所長 正岡悟	大阪府障がい者自立相談支援センター所長	事後	
平成31年2月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府庁本館1階	大阪府庁本館5階	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策 1. ～9.	(なし)	十分である 委託しない等の追記	事後	
令和2年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法第19条第7号 別表第二 (番号法の改正に伴う追加)	(なし)	16の2の項	事後	
令和2年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (番号法及び総務省令第7号の改正に伴う追加)	(なし)	第12条の2第1号	事後	
令和2年5月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (番号法及び総務省令第7号の改正に伴う追加・項ずれ等)	第12条第1号ヘ、同条第2号ホ、同条第6号ホ	第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第6号ヘ	事後	
令和5年7月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大阪府庁本館5階	大阪府庁本館1階	事後	
令和5年7月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (番号法及び総務省令第7号の改正に伴う追加・項ずれ等)	番号法第19条第7号 第9条第1号ロ、同条第4号ロ 第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号ロ 第28条第1号ロ 第30条第1号二、同条第3号二 同条(注:第31条)第6号ハ及び同条第7号イ 第43条の4第1号ロ 第53条第1号ハ、同条第2号ロ及び同条第4号イ 第59条の2の2第1号ト、同条第2号から第5号まで、同条第7号ト及び同条第8号から第12号まで	番号法第19条第8号 第9条第1号ハ、同条第4号ハ 第20条第3号イ、第21条第2号イ、同条第5号イ、第22条第1号ロ 第28条第1号ロ 第30条第1号二、同条第3号二 同条(注:第31条)第6号ハ及び同条第7号イ 第43条の4第1号ロ 第53条第1号ハ、同条第2号ロ及び同条第4号イ 第59条の2の2第1号ト、同条第2号から第5号まで、同条第7号ト及び同条第8号から第12号まで	事後	
令和5年7月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2020/3/31	2022/3/31	事後	
令和5年7月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2020/3/31	2022/3/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条	・番号法第9条第1項 別表の20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条	事後	
令和8年2月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第3号イ、第21条第2号イ、同条第5号イ、第22条第1号ロ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号ロ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第1号二、同条第3号二、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ及び同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号ロ、第53条第1号ハ、同条第2号ロ及び同条第4号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト、同条第2号から第5号まで、同条第7号ト及び同条第8号から第12号まで 【情報照会の根拠】 なし	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163 【情報照会の根拠】 なし	事後	
令和8年2月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	2022/3/31	2024/3/31	事後	
令和8年2月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	2022/3/31	2024/3/31	事後	
令和8年2月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和8年2月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和8年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)第19条第7項別表第二に規定する情報提供	⑥行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)第19条第8号別表に規定する情報提供	事後	